

橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成13年条例第11号）第16条の規定に基づき、平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成26年4月1日

橿原市長 森下 豊

平成26年度橿原市一般廃棄物処理実施計画

第1章 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 計画期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 施行区域 橿原市全域
- 3 一般廃棄物の発生量の見込み

(1) ごみ (トン/年)

| 種 類 | 発 生 量 | 合 計 |
|---------|-----------|--------|
| 家庭系ごみ | 30,628 | 47,941 |
| 集団回収 | (2,676) | |
| 事業系ごみ | 17,313 | |
| 食品リサイクル | (960) | |

(2) 動物の死体 (件/年)

| 動物の死体 | 発生(搬入)件数 |
|-------|----------|
| | 410 |

※ 橿原市斎場条例に基づき処理される小動物を除く。

(3) し尿・浄化槽汚泥 (キロリットル/年)

| 種 類 | 発 生 量 | 合 計 |
|----------|-----------|--------|
| し尿・浄化槽汚泥 | 生し尿 | 5,600 |
| | 単独処理浄化槽汚泥 | 10,900 |
| | 合併処理浄化槽汚泥 | 5,200 |

第2章 一般廃棄物の処理

1 排出抑制及び資源化等の促進の方策

ごみの排出抑制・資源化の促進を図るため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本として、ごみの排出抑制及び資源化等を促進する。

(1) 排出抑制の促進

① 普及啓発事業

- ・「樫原市のごみの分け方と出し方」などを広報誌やホームページに掲載し、市民などの分別意識の向上を図る。
- ・3Rについて、広報誌等による啓発活動を行う。
- ・リサイクル館かしはらにおいて、各種体験教室を実施し、物の大切さやリサイクルの重要性の理解を深めることのできる機会を提供するとともに、市民によるリユース（再使用）の取組を促進する。
- ・ごみ減量の普及啓発のため、ごみの分け方・出し方及び資源ごみのリサイクルについて出前講座を行う。

② ごみの再利用

| 項 目 | 概 要 |
|---------------|---------------------------------------------------|
| リサイクルフェア | 再生された自転車・家具を展示し、市民に低価格で還元する。 |
| リサイクルブックフェア | リサイクル館かしはらに持ち込まれた書籍を展示し、無料で市民に還元する。 |
| 子育て応援リサイクルフェア | 古着（子供服・マタニティ服）や育児グッズ（絵本や寝具、おもちゃ等）を展示し、無料で市民に還元する。 |
| リユース市 | 市民が家庭で不用になった物品を他の人に譲る。市民協働により開催する。 |

③ 生ごみ堆肥化処理に対する支援

- ・残飯類を家庭で堆肥化する大型容器（コンポスト）購入に対し購入金額の2分の1（上限2,700円）を助成する。
- ・電動式生ごみ処理機に対し購入金額の2分の1（上限18,000円）を助成する。

④ エコショップ認定制度

市内において環境に優しい商品の販売、ごみの減量化及びリサイクル活動に取り組む小売店舗を環境保全優良店舗として認定し、広く市民に周知することにより、市民と事業者の連携のもと、資源循環型社会の構築に向け、環境に優しいライフスタイルを確立する。

(2) 資源化等の促進

① 各種一般廃棄物の資源化

家庭等から集めた資源ごみの資源化を行う。

| 項 目 | 概 要 |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カン・ビン | 分別収集を実施し、リサイクル館かしはらで選別・圧縮・保管後、民間事業者及び指定法人に引渡し資源化 また、これまで最終処分場で埋立していたガラス残渣を民間事業者へ引渡し資源化（平成25年7月） |
| ペットボトル プラスチックボトル | 分別収集を実施し、リサイクル館かしはらで選別・圧縮・保管後、指定法人へ引渡し資源化 |
| 新聞・雑誌・ダンボール | 分別収集を実施し、選別・保管後、民間事業者へ引渡し資源化 |
| 有害物（乾電池・蛍光灯等） | 分別収集を実施し、選別・保管後、民間事業者へ引渡し資源化 |

② 資源ごみ集団回収事業に対する報償金制度（トン／年）

資源ごみの集団回収を自主的に行う地域住民団体に対し、1kgあたり5円の報償金を交付する。

| 種 類 | 回 収 量 | 合 計 |
|---------|--------|--------|
| 新聞 | 1, 462 | 2, 676 |
| 雑誌 | 495 | |
| ダンボール | 526 | |
| 古繊維 | 146 | |
| アルミ缶 | 43 | |
| ミルクカートン | 4 | |

③ 廃食用油回収事業の展開（リットル／年）

家庭からの廃食用油を市役所や地区公民館等15箇所（指定日）で拠点回収を行う。

| 種 類 | 回 収 量 | 合 計 |
|------------|--------|--------|
| 廃食用油（市役所） | 5, 000 | 9, 000 |
| 廃食用油（公民館等） | 4, 000 | |

④ 中間処理施設で回収した廃金属等の資源化

クリーンセンターかしはら及びリサイクル館かしはらで回収した廃金属等を民間事業者へ引き渡し資源化を行う。

⑤ ごみ焼却施設で発生する熱の有効利用

ごみを焼却する際に発生する熱を利用して発電を行い、電気事業者へ売電するほか、場内や隣接する市の施設への給湯を行うなど熱の有効利用を行う。

| | | |
|-------------|---------|----------|
| 発電量（見込み） | 21, 500 | メガワット時／年 |
| 有効利用熱量（見込み） | 2, 400 | ギガジュール／年 |

(3) その他の取組

① ふれあい収集

高齢、障がいなどの理由により、一般家庭ごみなどを指定場所に出すことが困難な世帯のために、係員が玄関先でごみの収集を行う。

また、希望により安否確認のための声かけを行う。

② ごみの収集運搬体制の整備

分別によるごみの減量化、リサイクルの効率向上及び市民サービスの向上を目指し、より充実した収集運搬体制の検討を行う。

③ 不法投棄の防止・対策

不法投棄の巡視を継続するとともに、市民による自主的な美化活動を促進するため、不法投棄に対する市民意識の更なる啓発を行う。

また、申請のあった自治会に対し不法投棄防止看板を配布する。

④ 事業系ごみの適正排出の促進

事業系ごみの処理方法や処理施設への搬入禁止物について、広報誌やホームページに掲載し、適正処理の啓発を図る。また処理施設において産業廃棄物などの不適正搬入物に対する監視と適正搬入指導を行う。

2 一般廃棄物の種類（分別区分）並びに収集及び受入方法等

(1) ごみ

① ごみの収集方法等

(ア) 家庭系ごみ等

| 一般廃棄物の種類 | | 収集・運搬主体 | 収集回数 | 排出方法 | 収集場所 |
|-----------------------|----------------------|---------|------|------------------------|------------|
| 可燃ごみ | | 市 | 週2回 | 指定ごみ袋 | 各戸前 |
| 不燃物 粗大ごみ | | | 月1回 | | 粗大ごみ 置場 |
| 資源 ごみ | カン・ビン | | 2週1回 | 専用ケース | 各戸前 |
| | ペットボトル・プラス チックボトル | | 月1回 | ペットボトル用ネット | 粗大ごみ 置場 |
| | 新聞・雑誌 ダンボール | 市 | 月1回 | | 各戸前 |
| 有害物 | 蛍光灯・乾電池・電 球 | 市 | 月1回 | | 粗大ごみ 置場 |
| 自治会等が行う清掃活動 等で出たごみ | | 市 | 随時 | ボランティア袋 作業後電話連絡すること | |

※ 指定ごみ袋は、橿原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第2条の6で規定するものとする

- (a) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等（「橿原市のごみの分け方と出し方」、
「橿原市粗大ごみ資源ごみの収集日程表」）に基づき排出すること。
- (b) ボランティア袋の交付申請は、生活環境部クリーンセンター業務課又は環境衛生課で行うこと。収集方法等については、生活環境部クリーンセンター業務課と協議を行うこと。
- (c) 収集場所は、利用する市民が共同で管理し、清掃する等清潔に保つこと。また収集場所を変更・廃止しようとするときは、利用する市民が相互の話し合い等により決め、生活環境部クリーンセンター業務課と協議すること。

(イ) 排出等の禁止物

条例第19条第1項第1号から第5号及び第7号で規定される排出等の禁止物。

| 区 分 | 品 目 例 | 処理方法等 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 建築廃材 | 木材類・瓦・トタン・レンガ・土砂・コンクリート・鋼材・石膏ボードなど | 専門業者による回収 |
| 営業用機材・器具 | コピー機・事務机・椅子・ロッカー・業務用マシン・塗料缶・シンナー缶など | 専門業者又は販売店による回収 |
| 農機具・ドラム缶 | 耕耘機・草刈機・田植え機・リヤカーなど | 専門業者又は販売店による回収 |
| 自動車・単車 | タイヤ・ホイール・バッテリー・自動車部品など | 専門業者又は販売店による回収 |
| 感染性医療廃棄物 | 注射針など | 専門業者による回収 |
| 爆発・引火性のもの | ガソリン・ベンジン・シンナー・廃油・塗料・石油類など | 専門業者又は販売店による回収 |
| 危険性のあるもの | 農薬・劇薬などの薬品や容器 | 専門業者又は販売店による回収 |
| 神仏具 | 仏壇・仏具・神棚・位牌など | 専門業者による回収 |
| その他 | ガスボンベ・消火器・中身の入ったカン類やペンキ類・ソーラーや大型温水器・ピアノ・浴槽や風呂釜・耐火金庫・パチンコやゲーム機・あんま機・モーター類・電動ベッド・自動販売機・電動車・大型特殊品など | 専門業者又は販売店による回収 |

(ウ) 特別法令等により処理すべきもの

次に掲げる廃棄物は法令及び条例第19条第1項第6号に従い次の方法で処理するものとする。

| 法 令 名 | 品 目 | 処理方法等 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------|
| 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) | テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機 | 引取協力店又は販売店による回収 |
| パソコンリサイクル (資源有効利用促進法) | デスクトップ本体・ノートブックパソコン・CRTディスプレイ・CRT一体型パソコン・液晶ディスプレイ・液晶一体型パソコン | 製造メーカー等による回収 |

※ 家電リサイクル法に定められた品目については、リサイクル料金と振込手数料を郵便局で支払い、規則別表第2に定める保管及び運搬費用を市に支払うことにより、リサイクル館かしはらに持ち込むことができる。

② ごみの直接搬入方法等

(ア) 家庭系ごみ

| 一般廃棄物の種類 | 収集・運搬主体 | 搬入場所 |
|----------------------------|---------|--------------|
| 可燃ごみ | 排出者自ら | クリーンセンターかしはら |
| 不燃物 粗大ごみ 資源ごみ 有害物 | | リサイクル館かしはら |

(a) 市の定める分別区分・排出方法等（「橿原市のごみの分け方と出し方」）に基づき持ち込むこと。

(b) 市の定める受付時間内に排出者自ら持ち込むこと。

(c) 条例別表第2に定める手数料を納付すること。ただし、可燃ごみにおいて市指定ごみ袋を使用した場合、または条例第35条の手数料の減免等に該当する場合はこの限りではない。

(イ) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することが原則である。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可業者に収集を依頼すること。

| 一般廃棄物の種類 | 収集・運搬主体 | 搬入場所 |
|----------|--------------------------|--------------|
| 可燃ごみ | 事業者自ら又は法第7条第1項の規定による許可業者 | クリーンセンターかしはら |
| 粗大ごみ | | リサイクル館かしはら |

(a) 条例第18条第2項に規定する搬入基準に基づき持ち込むこと。

(b) 市の定める受付時間内に持ち込むこと。

(c) 条例別表第2に定める手数料を納付すること。

(ウ) 直接搬入する場合の処理施設及び受入時間

| 施設種別 | 焼却施設 | 資源化・破砕選別施設 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 施設名 | クリーンセンターかしはら | リサイクル館かしはら |
| 所在地 | 橿原市川西町1038番地の2 | 橿原市東竹田町1番地の1 |
| 受付時間 | 月～金曜日(祝日含)：午前8時30分～12時, 午後1時～午後4時 土曜日(祝日含)：午前9時～11時 (※ 年末年始は除く) | |

(2) 動物の死体

① 収集方法等

| 一般廃棄物の種類 | 収集・運搬主体 | 収集方法等 |
|----------|---------|-----------------|
| 動物等の死体 | 市 | クリーンセンター業務課まで連絡 |

- (a) ダンボール等に入れて排出すること。
- (b) 私有地内に遺棄された所有者が不明な犬猫等の動物については、道路まで持出すこと。
- (c) 条例別表第2に定める手数料を納付すること。ただし、道路等に遺棄された所有者が不明な犬猫等の動物についてはこの限りではない。
- (d) 檀原市斎場条例に基づき処理される小動物を除く。

② 直接搬入方法等

| 一般廃棄物の種類 | 収集・運搬主体 | 搬入場所 |
|----------|---------|--------------|
| 動物等の死体 | 排出者自ら | クリーンセンターかしはら |

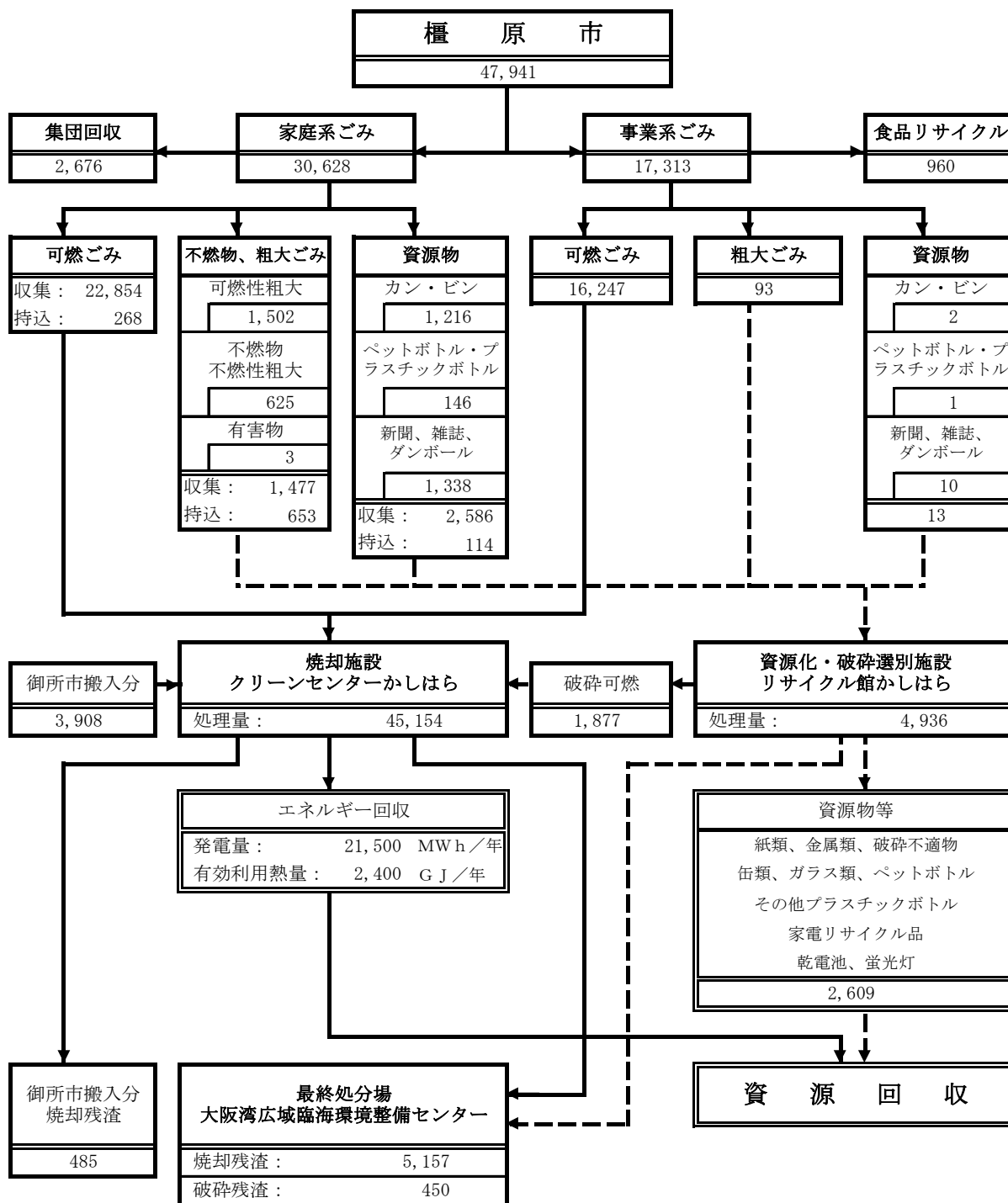
- (a) ダンボール等に入れて持込むこと。
- (b) 条例別表第2に定める手数料を納付すること。
- (c) 檀原市斎場条例に基づき処理される小動物を除く。

(3) し尿・浄化槽汚泥

| 一般廃棄物の種類 | 収集・運搬主体 | 収集回数 | 収集方法 | 搬入場所 |
|----------|---------------------------------|-------|------|---------------|
| 生し尿 | 法第7条第1項の規定による許可業者 | 月1回 | 個別収集 | 檀原市 浄化センター |
| 浄化槽汚泥 | 法第7条第1項並びに浄化槽法第35条第1項の規定による許可業者 | 年1回以上 | | |

3 一般廃棄物の処理計画量

(1) ごみ (トン/年)



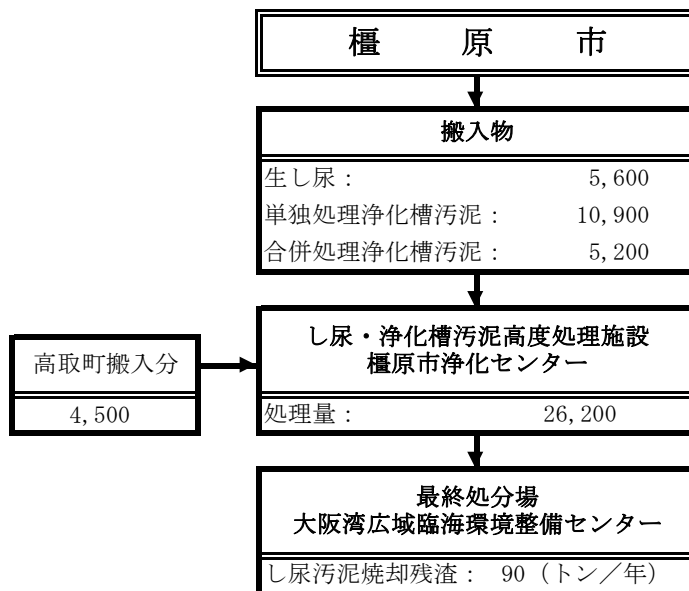
※ 御所市搬入分に相当する焼却残渣については、御所市が搬出・処分を行う。

(2) 動物の死体 (件/年)

| | |
|-------|--------|
| 動物の死体 | 処理計画件数 |
| | 410 |

※ 橿原市斎場条例に基づき処理される小動物を除く。

(3) し尿・浄化槽汚泥 (キロリットル/年)



4 処理施設の概要

(1) 焼却施設

| | | |
|--------------------|-----------------------------|----|
| 名称 | クリーンセンターかしはら | |
| 所在地 | 橿原市川西町1038番地の2 | |
| 処理能力 | 85トン/日 × 3基 (合計255トン/日) | |
| 焼却炉形式 | 全連続燃焼式 | |
| 発電能力 | 5,000kW (最大) | |
| 処理する一般廃棄物の種類及び処理方法 | 可燃ごみ 破碎残渣 (可燃分) 動物の死体 | 焼却 |
| 処理主体 | 市 | |

(2) 資源化・破砕選別施設

| | | |
|--------------------|------------------|----------|
| 名 称 | リサイクル館かしはら | |
| 所在地 | 橿原市東竹田町1番地の1 | |
| 処理能力 | 不燃物・不燃性粗大ごみ・粗大ごみ | 34トン/5H |
| | カン・ビン | 11トン/5H |
| | ペットボトル・プラスチックボトル | 2トン/5H |
| 処理する一般廃棄物の種類及び処理方法 | 不燃物・不燃性粗大ごみ・粗大ごみ | 破砕・選別 |
| | カン・ビン | 選別・圧縮・保管 |
| | ペットボトル・プラスチックボトル | 選別・圧縮・保管 |
| | 新聞・雑誌・ダンボール | 選別・保管 |
| | 有害物 | 選別・保管 |
| 処理主体 | 市 | |

(3) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設

| | | |
|--------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 名 称 | 橿原市浄化センター | |
| 所在地 | 橿原市東竹田町148番地の1 | |
| 処理能力 | 96キロリットル/日 | |
| 処理形式 | 膜分離高負荷生物脱窒素処理+高度処理(活性炭吸着処理) | |
| 処理する一般廃棄物の種類及び処理方法 | 生し尿 浄化槽汚泥 | 沈殿・膜分離後、 脱水・乾燥して焼却 |
| 処理主体 | 市 | |

(4) 最終処分場(委託)

| | | |
|------------------|----------------------------|--|
| 名 称 | 大阪湾広域臨海環境整備センター | |
| 所在地 | 大阪市此花区北港緑地地先 (大阪沖埋立処分場) | |
| 埋立容量 (全体) | 1,400万立方メートル | |
| 埋立容量 (橿原市割当分) | 112,467立方メートル | |
| 対 象 | 焼却残渣、破砕残渣、し尿汚泥焼却残渣 | |

5 食品廃棄物の処理（食品リサイクル）

| | |
|----------|----------------------------|
| 一般廃棄物の種類 | 販売、調理等に伴って発生する食品残渣等 |
| 排出主体 | 大規模小売店舗 |
| 収集運搬主体 | 法第7条第1項の規定による許可業者（奈良県橿原市） |
| 処理主体 | 法第7条第6項の規定による許可業者（京都府長岡京市） |
| 処理方法 | 資源化 |
| 処理量 | 450 トン／年 |

| | |
|----------|---------------------------|
| 一般廃棄物の種類 | 販売、調理等に伴って発生する食品残渣等 |
| 排出主体 | 小売店舗 |
| 収集運搬主体 | 法第7条第1項の規定による許可業者（奈良県橿原市） |
| 処理主体 | 法第7条第6項の規定による許可業者（広島県呉市） |
| 処理方法 | 飼料化、油脂化 |
| 処理量 | 450 トン／年 |

| | |
|----------|---------------------------|
| 一般廃棄物の種類 | 販売、調理等に伴って発生する食品残渣等 |
| 排出主体 | 大規模小売店舗 |
| 収集運搬主体 | 法第7条第1項の規定による許可業者（奈良県橿原市） |
| 処理主体 | 法第7条第6項の規定による許可業者（鳥取県境港市） |
| 処理方法 | 肥料化、飼料化 |
| 処理量 | 60 トン／年 |